

令和8年度 阿賀野市

空き家リフォーム支援事業

ご利用の手引き（募集要項）



<申請受付期間>

令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）

（土・日・祝日除く）

※申し込みが予算枠に達した場合は、受付を終了します。

※令和9年3月31日（水）までにリフォームが完了し、実績報告の提出が可能な工事を対象とします。

問い合わせ先

阿賀野市 産業建設部 建設課 都市計画建築係

阿賀野市役所3階 ※各支所で受付は行っていません。

〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号

電話：0250-62-2510 FAX：0250-61-2037

E-mail：toshikeikaku@city.agano.niigata.jp



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

1 阿賀野市空き家リフォーム支援事業補助金交付制度とは

本事業は、空き家・空き地バンクに登録された空き家を賃貸する場合や自ら居住するために空き家を取得した場合のリフォーム工事の費用の一部を支援する制度です。申請された全ての工事は、所定の審査を経て、補助金の交付・不交付を決定します。

2 補助対象者（ア、イの条件、両方を満たした方）

（ア） 次のいずれかに該当する方

- ① 空き家・空き地バンクに登録されている住宅（登録空き家）を賃貸する方。
注：登録空き家の売却は対象外です。
- ② 市内の空き家を自らが居住するために売買で取得する方。
ただし、売買契約をした日から6カ月以内に補助金の申請をすること。
注：バンク登録されていない空き家も対象となります。

（イ） 次の全てに該当する方

- ① 空き家を取得する日まで、その所在地に住所を有していない方
- ② 過去にこの告示の規定による補助金の交付を受けていない方
- ③ 市税、下水道受益者負担金を滞納していない方。

3 補助対象となる住宅（ア、イの条件、両方を満たした方）

（ア） 次のいずれかに該当するもの

- ① 阿賀野市空き家・空き地バンクに登録されている住宅（登録空き家）で賃貸することが確定しているもの
(対象外：登録空き家の売買、3親等以内の親族への賃貸)
- ② 自らが居住するために売買で取得した空き家
注：バンク登録のない空き家も対象となります。

（イ） 次の全てに該当するもの

- ① 下水道供用開始区域内の住宅については、既に下水道へ接続していること、または改修工事において下水道へ接続すること。
- ② 既に住宅用火災警報器が設置されていること、または本リフォーム工事において新たに住宅用火災警報器を設置すること。

4 補助対象となる工事

◆ 補助対象工事

工事費が20万円以上で次のような工事を対象にしています。

※工事費が20万円未満の場合は補助の対象となりません。

- 住宅の修繕、補修、改修、一部改築及び増築のための工事
- 壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等住宅の模様替えのための工事
- 下水道への切り替え工事
(台所、浴槽、便所等水まわりの汚水排水を全て下水道に接続する工事に限る。)
- 屋根の葺き替え工事
- 住宅の増改築等に伴う支障物の撤去・移動
- 下水道接続工事等に伴う植木や庭の撤去・復元 等

◆ 器具類の取り扱い

補助対象工事に伴う器具類の設置は補助対象とします。

ただし、器具のみの取り替えや設置は対象外です。

※補助対象工事（本体工事）が20万円に満たない場合は、対象になりません。

※対象器具類の例（省エネタイプが望ましい）

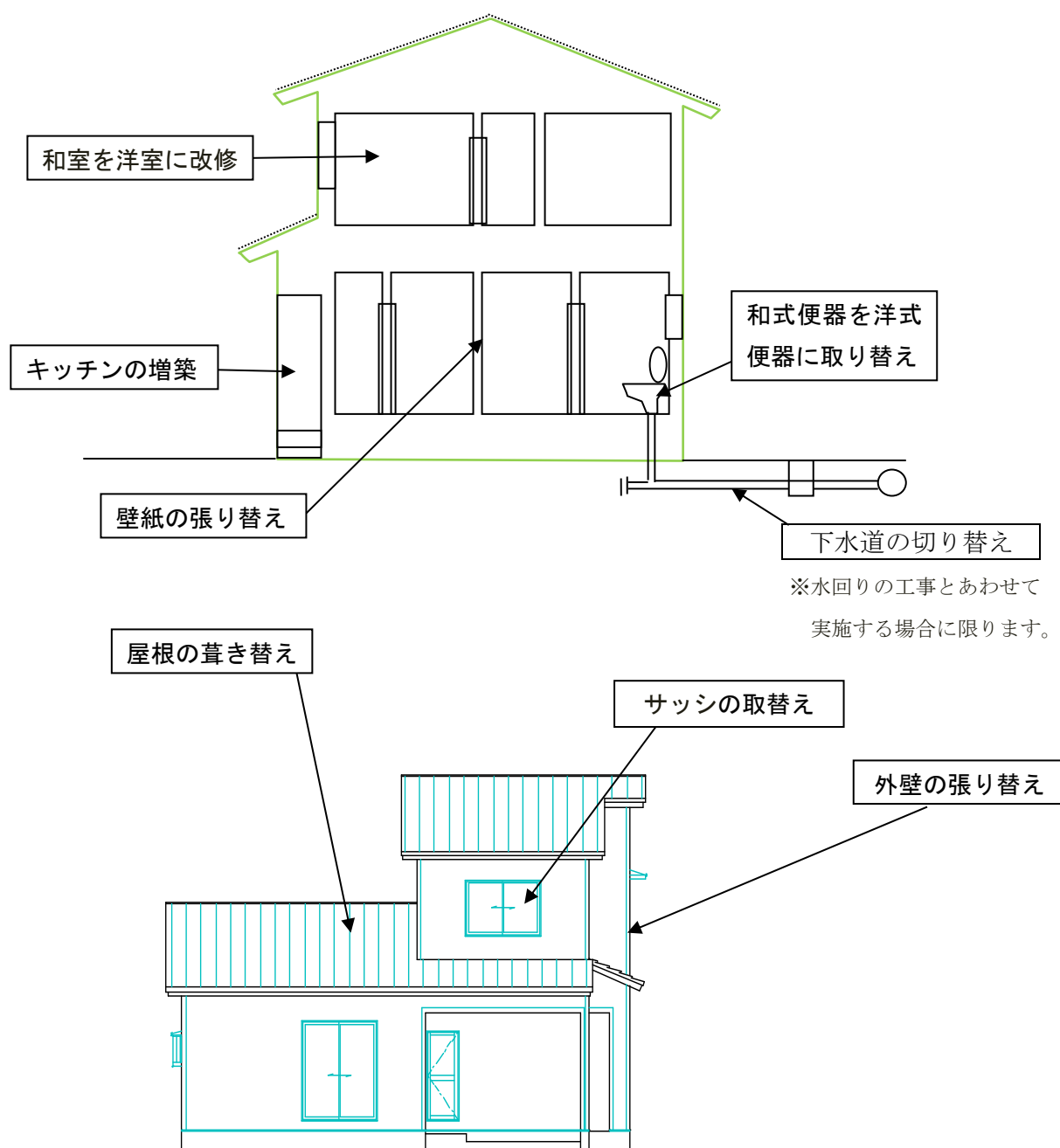
- LED 照明器具
- 給湯器
- 換気扇
- システムキッチン（器具類含む）
- 冷暖房機（エアコン等）
- その他必要と認められるもの

5 補助の対象とならない工事

次に該当するものは、補助対象工事としません。

- 改修工事に伴わない家電製品および家具等（単体で機能を発揮する製品）の購入費用（電子レンジ、ガスコンロ、エアコン等）
- 工事用機械および工具等の購入に関する費用
- 市の他の補助事業および類似する利子補給を利用している工事部分の費用
- 住宅と同一敷地内にある車庫、倉庫等の工事
- 外構、庭などの工事
- 住宅の取壊しのみの工事
- リフォームに係る設計費
- 浄化槽の撤去費
- その他補助対象工事として認められない費用

<補助対象事工事例>



※この図は一例です。詳しくは市の担当までお問い合わせください。

※市の他の補助事業等を受けている工事部分については補助対象外となります。

また、同時に行う場合であっても、他の補助制度等で対象外の部分については、本制度の補助対象となりますが、工事の区分については市の担当にご相談ください。

6 補助金の額

補助金の額は、次の表の区分により算出した額を合算した額です。

ただし、その金額は補助対象工事に要する経費を超えないものとします。

それぞれの区分において算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。

☆空き家バンクに登録された空き家（登録空き家）を賃貸する場合（売却は対象外）

対象経費	区分	補助金の額	補助上限額
登録空き家を賃貸するために 行うリフォーム工事	基本額	工事金額の1/2	50万円

☆自らが居住するために空き家を取得する場合

対象経費	区分	補助金の額	補助上限額	
取得した空き家の リフォーム工事	基本額	工事金額の1/2	50万円	
	加算額	転入者に該当	工事金額の1/2	10万円
		子育て世帯に該当	工事金額の1/2	10万円
		居住誘導区域に該当	工事金額の1/2	10万円

<用語の意義>

用語	意義
転入者	<p>本市に転入した日又は転入を予定している日を起算日として、転入前2年の間に本市に住所を有していない者であって、かつ、定住の意思をもって本市に転入した者又は転入を予定している者とし、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 転入日から起算して1年以内に交付申請を行う者</p> <p>イ 実績報告を提出する日までに転入する者</p> <p>★転入されて間もない方</p> <p>阿賀野市に住所を有していない期間（2年間）</p> <p>この期間内で申請すれば該当</p> <p>事業完了期限 R9. 3. 31</p> <p>1年以内</p> <p>R6. 2. 2 (2年前) R8. 2. 1 起算日（転入日） R8. 4. 1 R9. 1. 31</p> <p>★転入を予定されている方</p> <p>阿賀野市に住所を有していない期間（2年間）</p> <p>この期間内で申請すれば該当</p> <p>事業完了期限 R9. 3. 31</p> <p>R6. 8. 2 (2年前) R8. 4. 1 R8. 8. 1 起算日（転入予定日）</p>

用語	意義
子育て世帯	実績報告を提出する日において15歳以下の子が同居する世帯 ※ただし、出産の予定など申請時点と実績時点に変更となる予定がある場合は、あらかじめご相談ください。
居住誘導区域	阿賀野市立地適正化計画に定める居住誘導区域 (水原市街地、安田市街地)

<計算例>

○居住のために空き家を取得する場合で、補助工事費が80万円の場合

※転入者、子育て世帯に該当する場合

- ①基本額 工事費80万円×1/2 = 補助額40万円
- ②加算額（転入者） 工事費80万円×1/2 = 補助額10万円（上限）
- ③加算額（子育て世帯） 工事費80万円×1/2 = 補助額10万円（上限）

<合計>

①40万円+②10万円+③10万円 = 補助額60万円

○居住のために空き家を取得する場合で、補助工事費が200万円の場合

※転入者、子育て世帯、居住誘導区域の全てに該当する場合

- ①基本額 工事費200万円×1/2 = 補助額50万円（上限）
- ②加算額（転入者） 工事費200万円×1/2 = 補助額10万円（上限）
- ③加算額（子育て世帯） 工事費200万円×1/2 = 補助額10万円（上限）
- ④加算額（居住誘導区域） 工事費200万円×1/2 = 補助額10万円（上限）

<合計>

①50万円+②10万円+③10万円+④10万円 = 補助額80万円

○居住のために空き家を取得する場合で、補助工事費が50万円の場合

※転入者、子育て世帯、居住誘導区域の全てに該当する場合

- ①基本額 工事費50万円×1/2 = 25万円
- ②加算額（転入者） 工事費50万円×1/2 = 補助額10万円（上限）
- ③加算額（子育て世帯） 工事費50万円×1/2 = 補助額10万円（上限）
- ④加算額（居住誘導区域） 工事費50万円×1/2 = 補助額10万円（上限）

<合計>

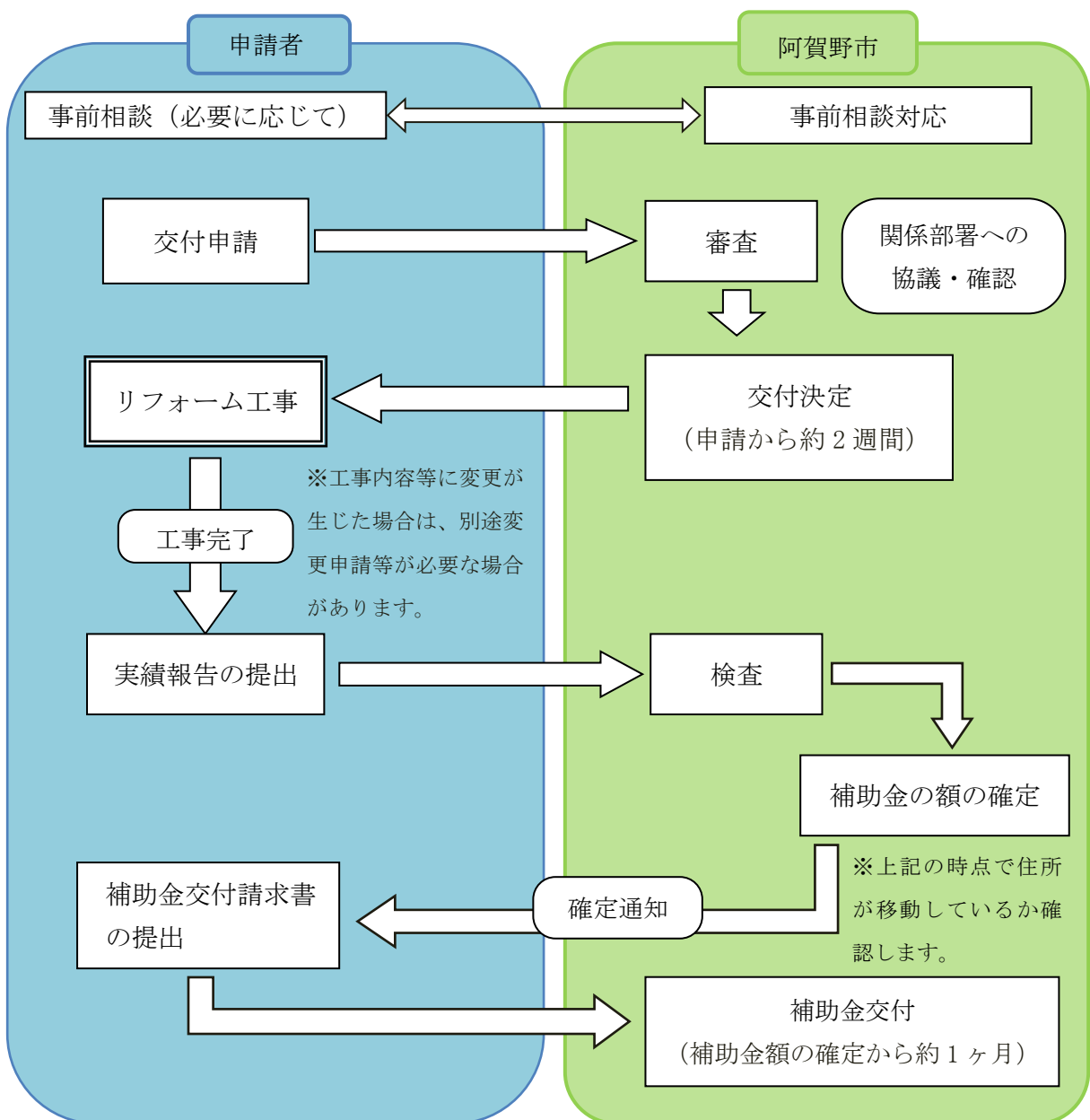
①25万円+②10万円+③10万円+④10万円 = 補助額55万円
補助額55万円 > 工事費50万円 ⇒ 補助額50万円（上限）

7 補助対象工事となる工事期間

対象工事は、令和9年3月31日（水）までに完了及び実績報告を行うことが可能な工事とします。ただし、交付決定（申請後2週間程度を予定）よりも前に着手する工事については、補助対象となりませんので、ご注意願います。

8 手続きの流れとスケジュール

補助金の申請から、補助金の交付までの流れは下図のとおりです。



9 事前相談

制度や申請などの疑問等（補助の対象となる諸条件など）については、必要に応じてご相談ください。

<事前相談窓口> 産業建設部 建設課 都市計画建築係（市役所3階）

10 市内業者の利用

申請者は、本市の地域経済活性化のため、可能な限り市内業者を利用してください。

11 申請方法

◆ 受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）（土・日・祝日除く）

※予算枠に達した場合、募集期間中であっても受け付けを終了します。

◆ 提出書類

（1）共通の書類

- ① 阿賀野市空き家リフォーム支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

注：申請書（第1号様式）の押印は不要です。

- ② 事業計画書（第1号様式のつづき）

- ③ 工事見積書（内訳明細書がわかるもの）

注：工事店の押印があるものとしてください。

- ④ 位置図（住宅地図等）

- ⑤ 写真

- ・ リフォームする住宅の全景写真
- ・ 補助対象工事を行う住宅等の現況及び工事施工箇所の写真
- ・ 火災警報器が既に設置済みの場合、設置状況がわかる写真

- ⑥ 図面（状況により添付してください。）

- ・ 屋根工事、下水道接続工事、増改築等がある場合は工事箇所や工事内容がわかる図面

- ⑦ その他（状況により添付してください。）

- ・ 下水道未供用区域（まだ使用できない区域）に住宅がある方は、下水道接続確約書
- ・ その他必要と思われる資料

(2) 取得した空き家をリフォームする工事の場合に添付する書類

- ① 売買契約書の写し
- ② 申請者の納税証明書（市外在住者の場合）
- ③ 居住を予定している者全員の住民票の写し

(3) 賃貸する登録空き家をリフォームする工事の場合に添付する書類

- ① 固定資産（土地・家屋）課税明細書の写し、またはこれにかわるもの
※「固定資産（土地・家屋）課税明細書」は、税務課から所有者または納税義務者宛てに毎年送付している「固定資産税納税通知書」に同封されています。

リフォームを予定している住宅（家屋）が記載されている課税明細書の写しを添付してください。

※上記の課税明細書が見当たらない場合は、「土地・家屋名寄帳」の写しを税務課または各支所で入手し、添付してください。交付には、手数料がかかります。

また、家屋所有者以外の方が交付を受ける場合は、委任状が必要となる場合があります。

◆ 申請用紙の入手方法

産業建設部 建設課 窓口（市役所3階）で配布しています。
また、市のホームページからもダウンロードできます。

◆ 提出先

産業建設部 建設課 都市計画建築係（市役所3階）

※提出された書類はお返しできません。

控え等が必要な場合は、提出前に必ずコピーをとってください。

12 補助金交付の決定

現地および納税状況の確認、提出書類の審査終了後、速やかに交付の可否および交付額を決定し、申請者へ通知します。（概ね2週間程度）

13 申請後の手続きについて

◆ 工事内容の変更・中止があった場合の手続き

工事内容に大幅な変更があった場合や工事費が増額する場合、工事を中止する場合等は、変更等の手続きを要しますのでご相談の上、届出書を提出願います。

- ① 阿賀野市空き家リフォーム支援事業（内容変更・中止）届出書（第4号様式）
注：届出書（第4号様式）の押印は不要です。

◆ 工事完了後の手続き（実績報告書等の提出）

工事完了次第、令和9年3月31日（水）までに次の書類を提出してください。

- ① 補助事業完了実績報告書（第6号様式）
- ② 工事代金請求明細書及び工事代金領収書
注：報告書（第6号様式）の押印は不要です。
- ③ 補助対象工事実施後の住宅等の現況及び工事施工箇所の写真・図面
- ④ 建築基準法の規定による確認済み証の写し（一部改築・増築の場合）
- ⑤ 廃材のリサイクル、処分等を適正に処分したことの報告書及びマニフェスト
- ⑥ 工事に合わせて火災警報器を設置した場合、設置状況がわかる写真
- ⑦ 賃貸借にかかる契約書の写し（登録空き家を賃貸した場合）
- ⑧ その他、必要と思われる資料

◆ 補助金請求手続き（実績報告後の手続き）

補助金の請求は、原則として補助事業の完了後、市が補助金の額を確定した後（確定通知後）に行うことができます。

- ① 補助金交付請求書（第8号様式）
注：請求書（第8号様式）の押印は不要です。

14 工事完了検査

◆ 事業実績報告書等の提出後に工事施工箇所の検査を実施します。市職員が現地で、申請者等の立会いの下、検査を行います。
日程については、別途担当からご連絡いたします。

◆ 補助金の交付日（支払日）は、検査日以降に、補助金額の確定通知とあわせてお知らせします。

15 各種留意事項

- ◆ 工事着手は、補助金交付決定後としてください。
- ◆ 申し込み時点で着手している工事や申請手続き中に着手するものは対象外となります。
- ◆ 本事業により補助金の交付を受けた場合、本事業利用後、10年を経過するまで阿賀野市住宅リフォーム支援事業による補助金の交付を受けられません。
- ◆ 工事の着手時期が申請より大幅に遅れる場合は、速やかに申し出てください。
- ◆ 補助金の交付を受けようとしたものが、虚偽その他の不正により補助金の交付を受けたとき、または補助金交付決定に付した条件に反した時は、期間を定めて補助金の全部、または一部の返還を命じます。